

◆ 事務所の移転に伴う各種の届出一覧表

届出先	届出窓口	届出内容	届出時期	添付書類	備 考
法務局（登記所）	旧住所の所轄法務局、 商業法人係	① 本店移転登記申請書 （本店移転の場合）	移転日から2週間以内	取締役会議事録、または 株主総会議事録	定款の変更、同一・類似商号の 調査、商号の仮登記も必要となる。 司法書士・行政書士に手続き の代行を依頼することも可能
		支店移転登記申請書 （支店移転の場合）	移転日から3週間以内	取締役会議事録	
消防署	新住所の所轄消防署、 予防課	② 防火管理者選任届	移転後、遅滞なく	—	—
警察署	新住所の所轄警察署	③ 車庫証明 （営業車等を利用する場合）	移転後、遅滞なく	—	—
郵便局	旧住所の受持郵便局	④ 転届届	転居判明後、速やかに	—	1年間、郵便物を改装してもら うことができる
NTT等	116番	⑤ 電話架設申込	移転日確定後、速やかに	—	NTT以外の通信会社を利用し ている場合は、それらの会社へ の連絡も必要。混み合う時期に は早めに対処のこと
		⑥ 電話撤去依頼			
税務署	旧住所および新住所の所轄 税務署	⑦ 事業年度、納税地、その他の変更 届出書	移転後、遅滞なく	移転手續完了後の登記 簿謄本	公認会計士・税理士に手続きの 代行を依頼することも可能
		⑧ 給与支払事業所等を開設・移転・ 廃止届出書	移転日から1か月以内	登記簿謄本（登記する事 項によっては事実を証明 する書類の写しも必要）	
都道府県税事務所	旧住所の所轄税務事務所	⑨ 事業開始等申告書	新住所での事業の開始日から 10日以内	登記簿謄本	公認会計士・税理士に手続きの 代行を依頼することも可能。都 道府県・市町村によっては、提 出期限が異なることもある
社会保険事務所	旧住所の所轄社会保険事務 所	⑩ 適用事業所所在地変更届	5日以内	—	—
		⑪ 名称変更（訂正）届			
公共職業安定所	新住所の所轄事務所、 適用係	⑫ 事業主事業所各種変更届	変更のあった日から 10日以 内	—	—
労働基準監督署	〔労働保険関連〕 ・同一所轄内での移転の場 合は、その所轄監督署 ・同県内での管轄外への移 転の場合は、新住所の所 轄監督署 ・県外への移転の場合は、旧 住所の所轄監督署へ廃止 届を提出し、新住所の所轄 監督署へ成立届を提出	⑬ 名称・所在地変更届	移転日の翌日から10日以内	—	社会保険労務士などに手続きの 代行を依頼することも可能
		⑭ 労働保険概算・増加概算・確定保険料 申告書	保険関係成立の日から 50日 以内		
		⑮ 労働保険関係成立届	保険関係成立の日の翌日から 10日以内		
	〔労働基準法関連〕 新住所の所轄監督署へ新規 に届出	⑯ 適用事業報告 ⑰ 就業規則届 ⑱ 時間外労働・休日に関する協定届	移転後、遅滞なく		
		〔安全衛生法関連〕 新住所の所轄監督署へ新規 に届出	⑲ 安全管理者選任報告 ⑳ 衛生管理者選任報告 ㉑ 産業医選任報告	移転後、遅滞なく	